

第四章 放置自動車の撤去の推進

(通知等)

第六十八条 条例第百二十九条第三項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書(様式第二十七号)によって行うものとする。

2 条例第百二十九条第三項ただし書の規定による公示は、県庁の掲示場その他知事が必要と認める場所への掲示により行うものとする。

(廃物認定の告示)

第六十九条 条例第百三十一条第三項の規定による告示は、次に掲げる事項を、徳島県報に登載して行うものとする。

一 放置自動車が放置されていた場所

二 放置自動車の車名、種別、塗色及び車台番号のうち判明しているもの

三 条例第百二十八条第一項の規定により警告書をはり付けた場合にあっては、その日

四 条例第百二十九条第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合にあっては、同条第三項ただし書の規定による公示をした日

五 この条の規定による告示の日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に当該放置自動車について廃物認定をし、これを処分する旨

(処分の告示)

第七十条 条例第百三十二条第二項の規定による告示は、徳島県報に登載して行うものとする。

(告示する事項)

第七十一条 条例第百三十二条第二項第五号の規則で定める事項は、放置自動車の引取りの方法とする。

(委員会)

第七十二条 徳島県自動車廃物認定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七十三条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第七十四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(必要な事項)

第七十五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。